

## 厚生保険特別会計年金勘定（厚生年金）と国民年金特別会計国民年金勘定（国民年金）における貸借対照表の見方・考え方

公的年金制度の貸借対照表では、現に保有する積立金を資産に計上し、これに対して、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上しています。この「公的年金預り金」は実際にどこからか借り入れている額ではないということに注意してください。

近年の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となり、資産負債差額が負となっています。しかし、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積立金の財政に与える影響は限定的であり、見込みの積立金を下回ったことが直接に財政上深刻な状態に陥っていることを意味するものではありません。したがって、資産負債差額が負であることが直ちに年金の支給に支障を来すものではないということに注意する必要があります（詳しくは次ページをご覧ください）。

## 1. 年金制度における貸借対照表

年金制度では積立金を保有して運営していくことが多く、貸借対照表を作成する際に負債の部に何を計上するかについてはいくつかの考え方があります。その一つは、現在保有する積立金と同額のもを負債計上する方法です。この場合の貸借対照表は常にバランスすることになりますが、年金財政が現在どのような状況にあるのかを示す指標にはなりません。次に、過去期間に対応して将来支払うこととなる給付の現在価値（給付現価）を負債計上する方法があります。これは積立方式による制度において制度終了を前提とした財政のチェックのために、企業年金などで用いられています。三つ目として、制度の継続を前提とした財政のチェックのために、年金財政上予定している積立金を負債計上する方法があげられます。これは積立方式による制度では、給付現価から将来の収入の現在価値（収入現価）を差し引いて求められる責任準備金となりますが、これは財政の将来見通しを作成したときの年度末積立金に等しいものとなります。この額は、その制度が前提とおりに運営されていたならば現在保有しているであろう積立金を意味しており、貸借対照表で実際の積立金と責任準備金を比較することにより年金制度が前提どおりに運営されているかを判断することになります。

年金制度の貸借対照表では多くの場合、第三の方法により作成されています。この場合注意しなければならないのは、年金財政が負債に計上されている額をどこからか借り入れているのではないということです。

## 2. 公的年金預り金

公的年金制度は賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みで運営されていますので、積立方式とは異なり、過去に保険料を納付したことにより発生する給付の現在価値（給付現価）を負債と認識してそれに相当する分の積立金を保有するという必要はありません。その代わりに、公的年金制度では定期的に行われる財政再計算で財政（積立金）の将来見通しを作成して、負担と給付のバランスを図る制度改正を行っています。

公的年金制度において貸借対照表を作成する場合には、現に保有する積立金を資産に計上することは当然ですが、これに対応する負債としては、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上することとしています。これにより、貸借対照表は、現に保有する積立金と将来見通し上の積立金とを比較することによって、現在の財政状況がどのような状態であるのかを表す一つの指標になっています。

## 3. 資産負債差額

公的年金預り金は平成11年財政再計算に基づく各年度末の積立金となっていますが、その後の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となっています。しかしながら、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積

立金の財政に与える影響は限定的であり、見込みの積立金を下回ったことが直接に財政上深刻な状態に陥っていることを意味するものではありません。

また、貸借対照表は発生主義に基づき作成されています。このため、保険料を毎月徴収して2ヶ月に1度給付を行う現在の制度では、3月31日現在で認識している1ヶ月分の保険料と2ヶ月分の支出がそれぞれ、資産の部、負債の部に計上されているため、この差額（約2兆円）が資産負債差額を大きくする方向に働いています。

以上のことから、資産負債差額が負となっていますが、このことが直ちに年金の支給に支障を来すものではないことに注意する必要があります。